

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部改正 (保育課) 3
- 亀岡市児童館条例施行規則の一部改正 (人権啓発課) 3

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 4
- 行政不服審査制度に係る教示規定の整理に関する告示 (総務課) 5
- 亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱の一部改正 (高齢福祉課) 37
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 38
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 39
- 公示送達 (高齢福祉課) 40
- 公示送達 (高齢福祉課) 41
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 42
- 指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課) 42
- 公示送達 (税務課) 43
- 公示送達 (税務課) 45
- 指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課) 46
- 南丹都市計画下水道事業(亀岡市公共下水道)の事業計画変更の認可 (都市計画課) 46

- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 47
- 公示送達 (税務課) 48
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 48
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 49
- 亀岡市ファミリーサポート事業実施要綱の一部改正 (こども未来課) 50

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 50
- 亀岡市篠町篠企業団地土地地区画整理事業の施行認可 (都市計画課) 50
- 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) 51
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 52
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 55
- 亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課) 63

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正 80

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 81
- 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の副校長の専決等に関する規程の一部改正 85

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 定時登録に係る選挙人名簿の登録日変更 85

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 第80回亀岡市農業委員会総会の開催 86

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 86

規則

亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第42号

亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市一時保育の実施に関する規則（平成17年亀岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、市内に居住し」を削る。

別記第1号様式中「住所 亀岡市」を「住所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第43号

亀岡市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市児童館条例施行規則（昭和47年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（使用の許可及び制限）」に改め、同条中「提出しなければならない」を「提出し、その許可を受けなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、児童館の使用許可に条件を付し、又は使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

第5条の見出しを「（許可条件の変更、使用停止及び使用許可の取消し）」に改め、同条第1項を次のように改める。

使用の許可を受けた者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) 条例又はこの規則の規定に基づく処分違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上必要があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第228号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	H30.4期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	H30.4期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	H30.4期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	H30.4期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	H30.4期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	H30.4期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	H30.4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第229号

行政不服審査制度に係る教示規定の整理に関する告示を次のように定める。

平成30年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

行政不服審査制度に係る教示規定の整理に関する告示

(亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市道路整備事業補助金交付要綱(昭和52年亀岡市告示第14号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式(第7条関係)

亀岡市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者名 様

亀岡市道路整備事業補助金交付決定(却下)書

年 月 日付で申請のありました亀岡市道路整備事業補助金については、下記のとおり決定(却下)します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 決 定
補助金交付決定額 金 円(予定:実績報告後確定)

事業施行場所

2 却 下
理由

第5号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

住 所

団 体 名

代表者名

様

亀岡市道路整備事業補助金変更交付決定（却下）書

年 月 日付で変更交付申請のありました亀岡市道路整備事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 変更する補助金の内容

交付決定補助金額	金	円
追加（減額）補助金額	金	円
変更決定後補助金額	金	円
変更に伴う完成期日		

2 却下理由

（亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱の一部改正）

第2条 亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱（平成2年亀岡市告示第50号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式(第7条関係)

亀岡市指令 第 号

住 所
団 体 名
代 表 者 名

様

亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付決定(却下)書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市交通安全施設整備事業補助金については、下記のとおり決定(却下)します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

- 1 決定
補助金交付決定額 金 円(予定:実績報告後確定)
- 事業施行場所

2 却下理由

第5号様式(第7条関係)

亀岡市指令 第 号

住 所
団 体 名
代 表 者 名

様

亀岡市交通安全施設整備事業補助金変更交付決定(却下)書

年 月 日付けで変更交付申請のありました亀岡市交通安全施設整備事業補助金の交付については、下記のとおり決定(却下)します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

- 1 変更する補助金の内容
交付決定補助金額 金 円
- 追加(減額)補助金額 金 円
- 変更決定後補助金額 金 円
- 変更に伴う完成期日

2 却下理由

(亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成4年亀岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

年 月 日付で申請のありました浄化槽設置整備事業費補助金につきましては、下記の理由により不交付とします。

年 月 日

亀岡市長 印

理由

(亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱の一部改正)

第4条 亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱（平成14年亀岡市告示第162号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付決定取消通知書

団 体 代 表 者 住 所	〒
団 体 名	
代表者氏名	
電 話 番 号	

亀岡市長

印

下記の理由により報奨金交付決定を取り消します。

記

1 取消理由

2 返還請求額

(亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱（平成19年亀岡市告示第118号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった亀岡市狩猟免許取得支援補助金の交付については、亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金を交付します。
補助金交付額 金 円
(ただし、亀岡猟友会に加入し、亀岡市有害鳥獣班員として、業務を遂行すること。)
- 2 以下の理由により補助金の交付は認められません。
理 由

(亀岡市農業振興助成金交付要綱の一部改正)

第6条 亀岡市農業振興助成金交付要綱（平成19年亀岡市告示第136号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

亀岡市指令第 号
年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市農業振興助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市農業振興助成金の交付については、亀岡市農業振興助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定
助成金交付額 金 円
- 2 却下
理由

(亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第7条 亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進進給付金等支給決定（却下）通知書

年 月 日

様

亀岡市長

国

年 月 日付けで申請のあった亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進進給付金（訓練促進進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）の支給について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

氏名	生年月日	年 月 日 (歳)
養成機関名	電話 (-)	
所在地		
修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分 昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()	
<input type="checkbox"/> 支給（訓練促進進給付金・修了支援給付金）	支給予定期間	年 月 ~ 年 月
	支給予定月額	円
<input type="checkbox"/> 却下	理由	
(備考)		

第5号様式（第10条関係）

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進進給付金等受給資格変更（取消）通知書

年 月 日

様

亀岡市長

国

年 月 日付けで支給決定した亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進進給付金について、下記のとおり変更（取消）したので通知します。

氏名	生年月日	年 月 日 (歳)
養成機関名	電話 (-)	
所在地		
修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分 昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他 ()	
変更（取消）内容	支給変更期間	年 月 ~ 年 月
	支給変更月額	円
変更（取消）理由		
異動年月日	年 月 日	
備考		

(亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部改正)

第8条 亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱(平成20年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

障害者自立支援医療特別対策事業医療費支給認定申請却下通知書

様

亀岡市長 印

年 月 日付で申請のあった障害者自立支援医療特別対策事業医療費支給認定については、次の理由により却下しましたので通知します。

理 由

- 1 障害者自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため。
- 2 その他 ()

(亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱の一部改正)

第9条 亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 号

自治会等の名称
代表者職氏名

年 月 日付で申請のありました亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金の交付については、亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 決定

補助金交付額 金 円

2 却下

理由

(亀岡市小規模土地改良事業補助金交付要綱の一部改正)

第10条 亀岡市小規模土地改良事業補助金交付要綱（平成21年亀岡市告示第60号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市小規模土地改良事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市小規模土地改良事業補助金の交付については、亀岡市小規模土地改良事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 決定

補助金交付額 金 円

2 却下

理由

(亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第11条 亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱（平成21年亀岡市告示第111号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号 日

様

亀岡市長 印

別紙1

補助事業の概要

共聴組合名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金については、亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業の内容は、
 申請書に記載されたとおりとします。
 一部修正のうえ、別紙1のとおりとします。
- 2 補助金の交付決定額は、 千円とします。
- 3 内訳は次のとおりとします。

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合 計	

(千円)

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとします。

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

補助金交付決定額		事業費
経費区分	補助金	
	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
合 計		

備考

第3号様式(第6条関係)

別紙2

号 日
年 月

様

亀岡市長 印

亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日 日付で申請のありました亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

【理由】

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して20日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日(民間法人等を経由した補助事業にあつては、15日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末日)のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日(民間法人等を経由した補助事業にあつては、当該民間法人等が定める実績報告書の提出期日までに補助事業が完了しないと見込まれる場合には、交付決定に係る会計年度の3月1日)までに前号に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。
- (9) 共聴組合が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。(交付要綱第18条第1項の規定により市長が別に定める財産の処分制限期間を超過した場合を除く。)
- (10) 共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 共聴組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 共聴組合は、(9)により付した条件に基づき市長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第13号による承認申請書を市長に提出し、市長の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

(亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交付要綱の一部改正)

第12条 亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交付要綱(平成22年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金の交付については、亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 決定

補助金交付額 金 円

2 却下

理由

(亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱の一部改正)

第13条 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱（平成22年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました 年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金の交付については、亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 決定

交付決定額 金 円

事業名

2 却下

理由

(亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第14条 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第66号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第9条関係)

亀岡市指令 第 号

住所

氏名 様

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付(不交付)決定書

年 月 日付で申請のあった亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金について、下記のとおり決定(却下)します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 交付

(1) 補助金の額 円(予定:実績報告後確定)

本補助金は、家庭用取水施設等整備事業に直接要する経費の一部に充当すること。

(2) 実績報告書

補助事業者は、事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、第9号様式により実績を報告してください。

2 不交付

理由

(亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の一部改正)

第15条 亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第67号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第8条関係)

亀岡市指令 第 号

住所

氏名 様

亀岡市飲用水水質検査費補助金交付決定(却下)書

年 月 日付で申請のあった亀岡市飲用水水質検査費補助金について、下記のとおり決定(却下)します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

- 1 決定
補助金の額 円
- 2 却下
理由

本補助金は、飲用水水質検査に直接要した経費の一部に充当すること。

(亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正)

第16条 亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱(平成26年亀岡市告示第144号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 号

組織名称
代表者氏名 様

亀岡市小規模災害復旧事業補助金変更交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました亀岡市小規模災害復旧事業補助金の交付については、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 決定

変更補助金交付額 金 円

2 却下 理由

第2号様式(第5条関係)

亀岡市指令 第 号

組織名称
代表者氏名 様

亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市小規模災害復旧事業補助金の交付については、亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 決定

補助金交付額 金 円

2 却下 理由

(亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の一部改正)

第17条 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱（平成26年亀岡市告示第219号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付（不交付）決定通知書

申請のありました亀岡市不妊及び不育症治療費助成金の交付について、亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 交付

助成金交付額 _____ 円（ 年度治療分）

2 不交付

(亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱の一部改正)

第18条 亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱(平成26年亀岡市告示第245号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

亀岡市指令 第 号

年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金の交付については、亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定

助成金交付額 金 円

2 却下

理由

(亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第19条 亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱(平成27年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付決定 (却下) 通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金については、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定 (却下) します。

年 月 日

亀岡市長

印

第4号様式 (第7条関係)

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金変更承認 (却下) 通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金の変更については、亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 決定
補助金決定額 金 円

2 却下
理由

記

1 内容変更
変更後の補助金決定額 金 円

2 却下
理由

(亀岡市景観形成助成金交付要綱の一部改正)

第20条 亀岡市景観形成助成金交付要綱（平成27年亀岡市告示第44号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市景観形成助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市景観形成助成金の交付については、
亀岡市景観形成助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知しま
す。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 交付決定額	円
2 交付決定の概要 (却下の理由)	
3 交付の条件	

第5号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市景観形成助成金事業変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました亀岡市景観形成助成金の交付については、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 変更する助成金の内容

1 事業の変更内容	
2 助成金変更交付決定額	円
3 助成金交付の条件	
4 変更理由	

2 却下理由

(亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部改正)

第21条 亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第50号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成決定通知書

先に申請のありましたことについて、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、助成を決定しましたので通知します。

対象となる児童	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
保 護 者 氏 名		続 柄		
助 成 番 号		助成決定日		
助 成 内 容				
補聴器取扱業者				
助 成 額 等	基準額	見積額	助成額	
	円	円	円	
備 考				

第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成不承認通知書

先に申請のありましたことについて、亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、助成しないことに決定しましたので通知します。

(不承認の理由)

(亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第22条 亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成27年亀岡市告示第167号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

亀岡市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のありました亀岡市防犯カメラ設置事業補助金については、亀岡市補助金等交付規則及び亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に基づき、下記の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

亀岡市長

様

記

1 事業完了期限
補助対象者は、

年 月 日までに補助事業を完了してください。

2 完了報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後、1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに亀岡市防犯カメラ設置事業完了報告書(別記第4号様式)を提出してください。

第3号様式 (第6条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 様

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市防犯カメラ設置事業補助金は、交付しないことと決定したので通知します。

記

1 不交付決定の理由

(亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱の一部改正)

第23条 亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱（平成28年亀岡市告示第47号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市骨髄ドナー助成金交付（不交付）決定通知書

申請のありました亀岡市骨髄ドナー助成金の交付について、亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 交付

助成金交付額 _____ 円

2 不交付
理由

(亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱の一部改正)

第24条 亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱(平成29年亀岡市告示第58号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 号
年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費
補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金については、下記の理由により不交付とします。

記

理由

(亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第25条 亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱(平成29年亀岡市告示第62号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のありました亀岡市空き家活用移住促進事業補助金の交付については、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付
交付決定額

円

不交付
(理由)

(亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱の一部改正)

第26条 亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第64号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

亀岡市指令 第 号
年 月 日

様

亀岡市長 印

薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定したので、亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

補助金不交付の理由

(亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱の一部改正)

第27条 亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第67号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました 年度亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金の交付については、亀岡市シャチホコ広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 決定

交付決定額 金 円

イベント名

【交付条件】

- ・この補助金は申請のあった目的以外に使用してはなりません。
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。
- ・この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、又は報告を求めることがあります。
- ・虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を求めることがあります。

2 却下

理由

(亀岡市準市道認定基準要綱の一部改正)

第28条 亀岡市準市道認定基準要綱（平成29年亀岡市告示第68号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市準市道認定（不認定）通知書

下記の路線について、準市道として認定する（認定しない）ことを決定したので、亀岡市準市道認定基準要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 認定

認定路線	起点	亀岡市	地先
	終点	亀岡市	地先
	延長	m 幅員 m～ m	

その他別紙位置図のとおり

2 認定しない理由

附 則

この告示は、公布の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第230号

亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱（平成7年亀岡市告示第70号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯」を「している70歳以上の一人暮らし高齢者で市府民税非課税世帯」に、「世帯主」を「もの」に改め、同条各号を削る。

第4条中「2分の1」を「4分の1」に改める。

別記様式中

「

世帯分類 (該当する箇所に○をしてください。)	1 1人暮らし老人世帯			2 ひとり親世帯 (児童扶養受給、交通遺児奨学金受給)		
使用施設						
1 水道		2 下水道		3 地域下水道		4 飲料水供給施設
水栓番号	水栓番号	水栓番号	水栓番号	水栓番号	水栓番号	水栓番号
—	—	—	—	—	—	—
上・下水道料金等納付状況確認欄 (この欄には記入しないでください。)						
番号	納付期		番号	納付期		
	前年度	5・6		前年度	5・6	
	当該年度	1・2・3・4		当該年度	1・2・3・4	
振込先口座番号						
銀行	支店	預金種目	普通	当座	確認印	
信用金庫	支店	口座番号				
農業協同組合	支店	口座名義人				

」

を

「

使用施設					
1 水道	2 下水道	3 地域下水道	4 飲料水供給施設		
水 栓 番 号	水 栓 番 号	水 栓 番 号	水 栓 番 号		
—	—	—	—		
上・下水道料金等納付状況確認欄（この欄には記入しないでください。）					
番号	納 付 済 期		番号	納 付 済 期	
	前 年 度	5・6		前 年 度	5・6
	当 該 年 度	1・2・3・4		当 該 年 度	1・2・3・4
振込先口座番号					
銀 行	支 店	預 金 種 目	普通 当座	確 認 印	
信用金庫	支 店	口 座 番 号			
農業協同組合	支 店	口 座 名 義 人			

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第231号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年11月1日から平成30年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成30年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 18311
- 2 路線名 土井4号線

3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市篠町広田1丁目49番13先から 亀岡市篠町広田1丁目49番14先まで	前	6.03m	14.00m	変更後路線幅員 最小 6.00m 最大 6.03m
		12.00m		
亀岡市篠町広田1丁目49番13先から 亀岡市篠町広田1丁目49番14先まで	後	6.00m	14.00m	変更後路線延長 64.89m
		6.03m		

「揭示済」

亀岡市告示第232号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年11月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年11月1日から平成30年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成30年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
18311	土井4号線	亀岡市篠町広田1丁目49番1先から 亀岡市篠町広田1丁目49番6先まで	64.89m	6.00m ～ 6.03m

「揭示済」

亀岡市告示第233号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成30年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
平成29年度介護保険料納入決定通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第234号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成30年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成30年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第235号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

JR並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成30年11月8日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 2台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第236号

亀岡市移住・定住促進施設の使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定代理納付者の名称及び住所

楽天株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

楽天クリームゾンハウス

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

亀岡市移住・定住促進施設使用料

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成30年11月9日から

平成31年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第237号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略

17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略
28	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第238号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年度 第3期 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第239号

亀岡市移住・定住促進施設の使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
 - ①京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
 - ②京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
亀岡市移住・定住促進施設使用料
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成30年11月9日から
平成31年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、南丹都市計画下水道事業（亀岡市公共下水道）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画下水道事業
亀岡市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年12月24日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号、平成17年京都府告示第581号、平成24年亀岡市告示第24号及び平成27年亀岡市告示第172号の事業地に亀岡市篠町篠洗川、向谷を変更し、下長尾、上西山を追加する。

「揭示済」

亀岡市告示第241号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年11月19日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年11月19日から平成30年12月3日まで一般の縦覧に供する。

平成30年11月19日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
18066	篠バス停線	亀岡市篠町篠赤畑20番4先から 亀岡市篠町篠上西裏1番1先まで	184.84m	4.67m ～ 44.62m

「揭示済」

亀岡市告示第242号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年11月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

- (1) 固定資産現所有者の認定について（通知）
- (2) 固定資産税（補充）台帳登録価格等通知書
- (3) 平成30年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

名称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第243号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年11月21日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1909-85026

- 1 当該者生年月日
平成4年2月26日
- 2 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成30年10月1日
- 4 無効になる日
平成30年11月20日

「揭示済」

亀岡市告示第244号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成30年11月29日から平成30年12月13日まで一般の縦覧に供する。

平成30年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 04027
- 2 路線名 犬飼西条線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市曾我部町犬飼弓田24番1先から 亀岡市曾我部町犬飼弓田23番2先まで	前	3.00m	4.00m	変更後路線幅員 最小 2.10m 最大 8.00m
	後	6.00m	8.00m	
亀岡市曾我部町犬飼弓田24番1先から 亀岡市曾我部町犬飼弓田23番2先まで				変更後路線延長 1,343.39m

「揭示済」

亀岡市告示第245号

亀岡市ファミリーサポート事業実施要綱（平成15年亀岡市告示第47号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第2項第3号中「10歳」を「小学校又は義務教育学校6年生」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から実施する。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第73号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年11月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第74号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により公告する。

平成30年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

平成30年11月16日

- 1 施行者の住所及び名称
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
株式会社エルハウジング
- 2 事業施行期間
平成30年11月16日から
平成34年3月31日まで
- 3 施行地区
亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉、松ケ池、亀岡市篠町王子西長尾の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
株式会社エルハウジング内
- 6 施行認可の年月日
平成30年11月16日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
事務所の掲示場において行う。

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

「掲示済」

「掲示済」

亀岡市公告第75号

亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の施行の認可において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第9条第4項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

亀岡市公告第76号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 水配替第8号 |
| (2) 工事名 | 公共下水道事業（佐伯枝線その12布設工事）に伴う配水管移設工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市葎田野町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 配水管 DSGX φ75 L=77.0m
HPPE φ50 L=107.4m
HIVP φ50 L=1.9m
給水管 N=8戸
仮設管 N=1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 8,067,600円
【入札書比較価格（税抜） 7,470,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月10日 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認

定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年11月16日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年11月16日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年11月22日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年11月26日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年11月27日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年11月21日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年11月28日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年11月29日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年12月3日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年12月4日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年12月5日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第77号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- | | | | | |
|----------|------------------|----|-------------------|--|
| (1) 業務番号 | 水施委第1号 | | | |
| (2) 業務名 | 千代川浄水場運転監視業務委託 | | | |
| (3) 業務場所 | 亀岡市千代川町地内外 | | | |
| (4) 業務種別 | 運転監視・点検業務 | | | |
| (5) 業務概要 | 浄水場運転監視業務 | 一式 | 平日 244日／年 (16H／日) | |
| | | | 休日 122日／年 (24H／日) | |
| | 保守点検業務（日常点検） | 一式 | | |
| | 千代川浄水場・三宅浄水場（毎日） | | | |
| | 他浄水場及び水源（毎週） | | | |
| | 市内水道施設全て（月1～2回） | | | |

保守点検業務（定期点検） 一式
ポンプのグリスアップ・滅菌機分解清掃
水位計・メーター等のゼロ・スパン校正等
（1回／年）

緊急時点検業務 一式

(6) 業務期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 「平成30年度亀岡市物品納入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録しており、営業品目「23 保守管理業務」の希望順位が第1位又は第2位であること。
- (2) 入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (7) 国又は地方公共団体が発注した浄水施設運転監視業務（簡易水道事業の施設及び排水処理施設に係る業務を除く。以下同じ。）及び浄水処理業務（水道水の製造業務に限る。以下同じ。）のうち、浄水処理能力が20,000（ m^3 ／日）以上の施設についての業務を受託し（直接受託に限る。）、その実績が通算3年以上あること。

※受託実績とみなす条件

- ① 「2 入札参加資格要件」の(7)を満たすものであること。
- ② 平成30年4月1日現在での受託実績とする。
- ③ 受託の形態が指定管理者制度による場合も同等の受託実績とみなす。
- ④ 浄水施設運転監視業務と浄水処理業務を一括して受注していない場合でも「2 入札参加資格要件」の(7)を満たすものであれば受託実績とみなす。ただし、一括して受注していない場合は、それぞれの業務において、通算3年以上の実績が必要である。

3 一般競争入札参加意思表示時の提出書類

一般競争入札参加意思表示書（様式1）

※一般競争入札参加意思表示書を提出した者のみ、当該入札に参加することができる。

4 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (2) 浄水施設運転監視業務及び浄水処理業務実績調書（様式3）
- (3) 総括責任者予定者、副総括責任者予定者及び業務従事者予定者名簿（様式4）
- (4) 総括責任者予定者経歴書（様式5）
- (5) 副総括責任者予定者経歴書（様式6）
- (6) 業務従事者予定者経歴書（様式7）
- (7) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式8）

※上記(2)、(3)、(4)、(5)、(6)については、入札参加資格確認申請時に予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。また、予定者名簿に標記されていない者については業務に参加することができない。

5 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年11月30日（金） 午後1時から	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般競争入札参加資格確認申請書等並びに仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（コンサル部門）（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせのうえ配布期間内の受付時間中（午前9時から正午まで、午後1時から4時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。

<p>一般競争入札参加意思 表明書の受付</p>	<p>平成30年12月25日（火） 午前9時から正午及び午 後1時から午後5時まで 平成30年12月26日（水） 午前9時から正午及び午 後1時から午後5時まで</p>	<p>入札に参加を希望する者は、当該公告 に示す提出書類を提出しなければならない。 また、提出した書類に関し、契約担 当者から説明を求められた場合は、それ に応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 当該公告に示す期間内に、亀岡市 企画管理部契約検査課へFAX、メー ル又は郵送により提出すること。 (FAX 0771-25-5157 電子メールアドレス sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp) FAX、メールについては提出の 後、亀岡市契約検査課（電話番号 0771-25-5041）まで、送信した旨必 ず電話連絡すること。（電話されな い場合、受領できないことがありま す。） 郵送については、書留にて郵送す ること。（12月26日午後5時までに 亀岡市契約検査課必着）</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 一般競争入札参 加意思表明時の提出書類」に定める 書類</p> <p>(3) その他 ア 一般競争入札参加意思表明書を 提出した者のみ、当該入札に参加 することができる。 イ 提出書類作成等に要する費用 は、申請者の負担とし、提出され た書類は返却しない。 ウ 提出書類は、公告で指定した様 式で作成すること。 エ 提出された書類は、本市におい て無断使用することはない。 オ 虚偽の記載をした者は、当該業 務の入札への参加を認めないこと がある。</p>
<p>一般競争入札参加資格 確認申請書等の受付</p>	<p>平成31年1月7日（月） 午前9時から正午及び午 後1時から午後5時まで 平成31年1月8日（火） 午前9時から正午及び午 後1時から午後5時まで</p>	<p>入札に参加を希望する者は、当該公告 に示す提出書類を提出し、入札参加資格 の確認を受けなければならない。また、 提出した書類に関し、契約担当者から説 明を求められた場合は、それに応じな ければならない。</p>

	<p>平成31年1月9日（水） 午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで</p>	<p>(1) 提出方法 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。 なお、一般競争入札参加資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、その全部について、亀岡市に入札期間までに必着するよう持参又は郵送すること。 紙入札者については、当該公告に示す期間内に、亀岡市契約検査課へ持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、平成31年1月9日（水）午後4時までに亀岡市契約検査課必着とする。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「4 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式で作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>一般競争入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>平成31年1月16日（水）までに発送</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を電子入札システム内又は文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>一般競争入札参加資格確認申請等並びに仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問 平成31年1月4日（金）午後5時まで</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。（契約検査課電話番号0771-25-5041）</p>

	仕様書等に関する質問 平成31年1月18日（金） 午後3時まで	2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式9）にて行うこととし、下記の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。 質問内容は、簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡（電話番号0771-25-5041）すること。（送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受付できないことがある。） 質問書送付先：電子メールアドレス sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp
質問に関する回答	一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問回答：随時 仕様書等に関する質問回答： 平成31年1月22日（火） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。
入札期間	平成31年1月28日（月） 午前9時から午後5時まで 平成31年1月29日（火） 午前9時から午後4時まで	入札については、「6 入札に関する留意事項」のとおり
開札日時	平成31年1月30日（水） 午前10時	電子入札システムによる

6 入札に関する留意事項

(1) 入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより当該公告に示す提出書類（入札書及び業務委託費内訳書等）を提出すること。

なお、内訳書の容量が2メガバイトを超える場合は、入札期間中に持参又は郵送すること。

イ 紙入札者は、当該公告に示す入札期間内に亀岡市契約検査課へ入札書及び業務委託費内訳書を提出すること。

(2) 入札にあたっては、業務委託費内訳書を提出すること。

ア 業務委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、参考資料として添付されている「平成31年度千代川浄水場運転監視業務委託参考資料」の項目に一致させること。

イ 業務委託費内訳書の表紙には、業務番号、業務名、商号又は名称、代表者氏名（代理人が入札する場合は、当該代理人の氏名）を記載すること。また、紙入札においては、必ず押印すること。

(3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は「水施委第1号千代川浄水場運転監視業務委託」一式の金額とする。また、落札決定に当たっては、入札書（様式10）に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（電子入札の場合は入札書を提出するまで、紙入札の場合は入札書を持参するまで）に辞退届（様式11）を提出しなければならない。この場合、電子入札にあつては電子入札システムにより、紙入札にあつては書面により入札辞退届を提出しなければならない。

(8) 持参による入札

ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務委託名及び入札書が在中している旨を朱書きし、亀岡市長宛ての親展とする。

イ 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「業務委託費内訳等」と朱書きした中封筒を入れる。

ウ 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

エ 「業務委託費内訳等」と朱書きした中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。

オ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

イ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ウ 指名停止措置を受けて入札時点におい

<p>て指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札</p> <p>エ 開札の日時において有効な業務委託内訳書の提出を求めた際、提出しなかった者の行った入札</p> <p>オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札</p> <p>カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札</p> <p>キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札</p> <p>ク その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p>ケ 紙入札者にあつては、入札金額の訂正、印影不鮮明、氏名の脱漏、業務委託名称・業務番号・業務場所の脱漏のいずれかがある入札</p> <p>(10) 落札者の決定方法</p> <p>ア 亀岡市上下水道事業契約規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。また、電子入札にあつては、電子くじにて落札者の決定を行う。</p> <p>イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を</p>	<p>失うものとする。</p> <p>(13) その他亀岡市上下水道事業契約規程に基づき執行する。</p> <p>7 入札保証金 免除する。</p> <p>8 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。</p> <p>9 契約保証金 免除する。</p> <p>10 契約書作成の要否 要</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。</p> <p>(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。</p> <p>(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。</p> <p>(5) 一般競争入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。</p> <p>(6) 以上に定めるもののほか、亀岡市上下水道事業契約規程の定めるところによる。</p> <p>(7) 予定価格は、公表しないものとする。</p> <p>(8) 入札の執行回数は、2回までとする。</p>
--	--

12 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部契約検査課

TEL 0771-25-5041 / FAX 0771-25-5157

電子メール sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ http://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第78号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成29年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成29年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	26人		1人	27人
保育士	5人			5人
指導主事			3人	3人
病院看護師	3人			3人
病院医療技術	6人			6人
病院医療事務	1人			1人
計	41人	0人	4人	45人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

② 職員の退職の状況（平成29年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	16人	1人	8人		25人
保育士	3人		2人		5人
司書	2人				2人
保健師			1人		1人
管理栄養士			1人		1人
指導主事			1人		1人
病院医師			2人		2人
病院医療技術			2人		2人
計	21人	1人	17人		39人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成29年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	128人	95人	21人	16人	14人	6.8
土木Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	6人	6人	6人	4人	4人	1.5
	3人	2人	1人	1人	1人	2.0
事務Ⅰ（上級） （一般方式）	106人	74人	39人	21人	15人	4.9
事務Ⅲ（初級）	11人	10人	6人	2人	1人	10.0
土木Ⅰ（上級） （一般方式）	4人	1人	1人	0人	—	—
土木Ⅲ（初級）	1人	1人	1人	1人	—	—
保育士	17人	14人	11人	8人	6人	2.3
病院看護師	3人	3人			2人	1.5
病院医療技術	6人	6人			2人	3.0

(注) 1 平成29年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。

2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		平成29年	平成30年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	131人	131人		
		税務	33人	35人	2人	税機構への国民健康保険料滞納処分移管に伴う増
		民生	154人	152人	△2人	退職者不補充
		衛生	36人	35人	△1人	退職者不補充
		農林水産	29人	28人	△1人	農林農地業務縮小に伴う減
		商工	13人	13人		
		土木	69人	68人	△1人	土木事務縮小に伴う減
		計	472人	469人	△3人	
	教育部門	69人	71人	2人	幼稚園業務増加に伴う増	
小計	541人	540人	△1人			
公営企業等部門	病院	122人	124人	2人	医師補充に伴う増	
	水道	27人	27人			
	下水道	21人	21人			
	その他	26人	26人			
	小計	196人	198人	2人		
合計		737人 [839人]	738人 [839人]	1人		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 []内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成29年	平成30年	
一般行政職	429人	427人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	33人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	1人	1人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	20人	20人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	68人	66人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	170人	172人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	2人	2人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	14人	15人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	737人	738人	

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	464人	465人	467人	472人	469人
		増減	△5人	1人	2人	5人	△3人
	教育部門	職員数	72人	68人	67人	69人	71人
		増減	2人	△4人	△1人	2人	2人
	小計	職員数	536人	533人	534人	541人	540人
		増減	△3人	△3人	1人	7人	△1人
公営企業等部門	病院	職員数	120人	119人	118人	122人	124人
		増減	3人	△1人	△1人	4人	2人
	水道	職員数	25人	27人	29人	27人	27人
		増減	1人	2人	2人	△2人	0人
	下水道	職員数	29人	26人	23人	21人	21人
		増減	△1人	△3人	△3人	△2人	0人
	その他	職員数	27人	27人	26人	26人	26人
		増減	0人	0人	△1人	0人	0人
	小計	職員数	201人	199人	196人	196人	198人
		増減	3人	△2人	△3人	0人	2人
合計	総合計	737人	732人	730人	737人	738人	
	増減	0人	△5人	△2人	7人	1人	

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	平成29年4月～平成29年12月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の 人件費率
89,407人	35,484,331千円	386,873千円	5,649,451千円	15.9%	17.1%

(注) 住民基本台帳人口は、平成30年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

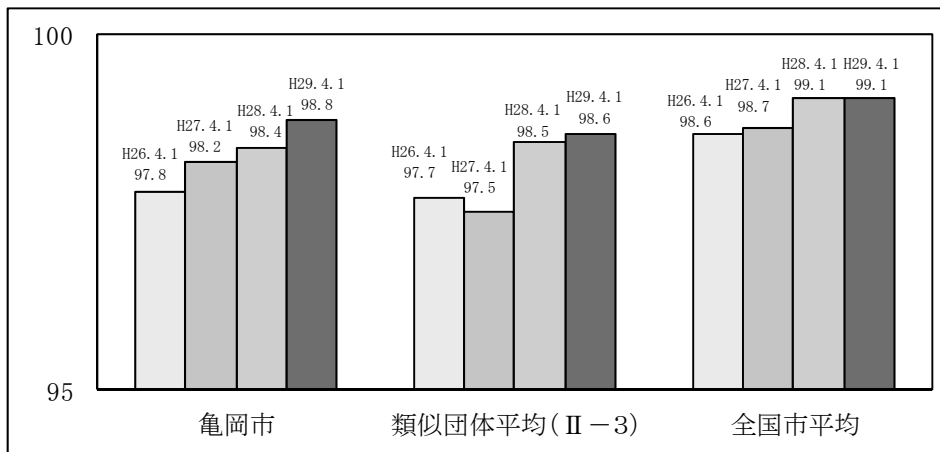
職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
541人	1,970,149千円	571,780千円	823,743千円	3,374,672千円	6,238千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成29年4月1日現在）の人数である。
 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	7級 7%減 5級・6級 5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成29年度)

④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分		給料月額等		
		平成29年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.25月分 役職加算額：(給料月額+地域手当)×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.25月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	2,167万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×325/100	1,023万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	744万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	777万円	任期毎
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給 (給料月額の6%)			
	副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 簡易水道事業 (平成29年度決算)

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
346,482千円	14,254千円	7,345千円	2.1%	1.1%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
2人	4,036千円	722千円	1,345千円	6,103千円	3,052千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 地域下水道事業（平成29年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
755,425千円	11,908千円	21,629千円	2.9%	3.4%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
4人	12,218千円	1,816千円	4,246千円	18,280千円	4,570千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

③ 上水道事業（平成29年度決算）

総費用A	純利益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,440,715千円	87,138千円	151,245千円	10.5%	10.0%

- (注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費51,903千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
30人	104,379千円	23,238千円	42,898千円	170,515千円	5,684千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

④ 下水道事業（平成29年度決算）

総費用A	純利益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,094,626千円	420,811千円	98,682千円	4.7%	4.8%

- (注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費38,082千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
18人	68,709千円	14,535千円	29,691千円	112,935千円	6,274千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

⑤ 病院事業（平成29年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,392,362千円	△84,013千円	1,168,030千円	48.8%	47.1%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
122人	507,382千円	207,614千円	194,446千円	909,442千円	7,454千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

- (注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：8.6日 消化率：22.4%

- (注) 取得実績は、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に取得した平均値である。

② 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要な とき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養 が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要な とき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

- (注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

③ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間

育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間	
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間	
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）	
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）	
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間	
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間	
		妊娠23週まで	4週間に1回
		妊娠24週～満35週まで	2週間に1回
		妊娠36週～出産まで	1週間に1回
出産後1年まで	その間に1回		
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間	

服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族	日数
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
		1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は()内の日数とする	
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間	

④ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（平成29年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	1人	0人	6人	7人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	1人	0人	0人	1人

（注）平成29年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成29年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	12件	0件	12件	5人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 平成29年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	1件	0件	1件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成29年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		2件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		387件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	81件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	12件

(注) 平成29年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成29年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	24件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
39人	4人	6人	7人	0人	17人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成29年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 リーダーシップ研修 メンタルヘルス研修 コーチング研修 ポジティブシンキング研修 企画力向上研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 危機対応研修 人権講演会 ほか	59.5日	1,443人
その他研修	派遣研修 (京都市府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	256日	161人
	職場研修	160日	2,650人
合計		475.5日	4,254人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（平成29年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	413人
	人間ドック	314人
	頸肩腕腰痛特殊健康診断	83人
	ストレスチェック	715人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成29年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
4,311千円	11,868千円	731人	本給の 0.6%以内	16,235円	A+B

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成29年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成29年度）

事案なし

「揭示済」

任免及び辞令

樋垣泰伸

死亡により亀岡市市医の委嘱を解きます

樋垣泰伸

死亡により亀岡市休日急病診療所医師の委嘱を解きます

平成30年11月7日

井上清美

栗山健

酒井省五

柴田都紀子

(各通)

高田己喜男

中澤克

中村昭治

藤井孝夫

前田恵子

山脇英富

亀岡市総合農政計画審議会委員に委嘱します

任期は平成32年11月26日までとします

平成30年11月27日

足立潤哉

大嶋雅子

格畑輝美

木戸庸介

木藤伸一朗

(各通)

木村好孝

串崎哲史

坂口武男

坂本信雄

佐藤裕見子

高橋昭人

多胡麻衣

中村昌博

(各通)

松尾和美

森下明美

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します

任期は平成32年11月29日までとします

平成30年11月30日

教育委員会欄

規則

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月27日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第8号

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の勤務時間等に関する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例第32条第1項の規定による職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までは1日7時間45分とし、職員の勤務時間の始期及び終期の時刻は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 小学校に勤務する職員 午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 中学校及び義務教育学校に勤務する職員 午前8時15分から午後4時45分まで

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第5号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年11月27日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「出勤」の次に「及び退勤」を加え、同条第1項中「、直ちに自ら出勤簿（別記第1号様式）に押印し」を削り、同条第2項中「校長は、」の次に「職員の出勤又は退勤の記録及び」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 職員は、出勤した、又は退勤するときは、別に定める方法により自ら出勤又は退勤の記録に必要な処理をしなければならない。
- 3 前項の規定により難い職員にあっては、出勤したときは、直ちに自ら出勤簿（別記第1号様式）に押印しなければならない。

第6条第1項中「病気休暇・特別休暇申請書」を「病気休暇申請書・特別休暇届」に改め、同条第2項中「特別休暇届」を「特別休暇申請書」に改める。

別表の1の表中「病気休暇・特別休暇申請書」を「病気休暇申請書・特別休暇届」に改める。

別表の2の表(1)の項から(9)の項までの規定中

「 病気休暇・特別休暇申請書 (別記第2号様式) 」	を	「 特別休暇申請書 (別記第8号様式) 」
-------------------------------------	---	--------------------------------

に改め、同表(10)の項中「病気休暇・特別休暇申請書」を「病気休暇申請書・特別休暇届」に改め、同表(11)の項中

「 特別休暇届 (別記第8号様式) 」	を	「 病気休暇申請書・特別休暇届 (別記第2号様式) 」
------------------------------	---	--------------------------------------

に改め、同表(12)の項から の項までの規定中

「 病気休暇・特別休暇申請書 (別記第2号様式) 」	を	「 特別休暇申請書 (別記第8号様式) 」
-------------------------------------	---	--------------------------------

に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

受 理	校 長				

病 気 休 暇 申 請 書
特 別 休 暇 届

年 月 日

亀岡市立 学校長 様

(職 名) (氏 名)

_____ ④

下記のとおり病気休暇又は妊娠に起因する障害による特別休暇を承認いただくよう申請します。

下記のとおり出産する（出産した）ため、特別休暇をとりますので届け出ます。

記

休暇の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日間) (時間)
理 由	
出産予定日又は出産日	年 月 日

注 1 週休日を除き、引き続き7日以上にわたり病気休暇を受けようとするとき、又は妊娠に起因する障害による特別休暇を受けようとするときは、医師の診断書等を添付すること。

2 出産前休暇の場合には、出産予定日を記入した医師の診断書を添付すること。

3 出産後休暇の場合には、出産日を記入した医師の証明書を添付すること。

4 出産予定日は、出産前休暇に含むものとする。

5 上記以外の特別休暇は、別記第8号様式を使用すること。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第6条関係）

学校	
職	
氏名	

年

特別休暇申請書

休暇の期間	日 時間 分		休暇の種類	本人印	承認印	
	日	時間 分			校長	校長
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						

休暇の期間	日 時間 分		休暇の種類	本人印	承認印	
	日	時間 分			校長	校長
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						
/ () : から						
/ () : まで						

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第6条関係)

本年の付与日数			日			学校
日	時間	分	日	時間	分	
前年の繰越日数						職
合計日数						氏名
1日の時間数						

年			年次休暇届			本人印	承認印 校長
日	時間	分	日	時間	分		
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							

休暇の期間			残り数			本人印	承認印 校長
日	時間	分	日	時間	分		
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							
/ () : から							
/ () : まで							

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第6号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年11月27日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の副校長の専決等に関する規程（平成28年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「出勤簿」を「出勤又は退勤の記録及び出勤簿」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法第22条第1項の規定による平成30年12月定時登録に係る選挙人名簿の登録について、公職選挙法施行令第14条第1項の規定に基づき、登録日を次のように変更する。

平成30年11月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

登録日 平成30年12月3日

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第13号

第80回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年11月30日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
平成30年12月5日（水）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 平成30年12月農用地利用集積計画（所有権移転）
 - ・第5号議案 平成30年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）
 - ・第6号議案 平成30年12月農用地利用集積計画

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成30年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 1 指定した日
平成30年11月8日
- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
293	株式会社 サンリフレ ホールディングス	代表取締役 栗原 将	東京都渋谷区東1 -26-20 東 京建物東渋谷ビル 12F

「揭示済」